

防火設備の定期報告制度について

平成28年6月1日に改正建築基準法が施行され、防火区画を形成する防火設備のうち、随時閉鎖式防火設備については、建築物の定期報告とは別に、単独で定期報告の提出が必要となっております。

小樽市では、平成30年度から毎年報告が必要となっておりますので、下記の“定期報告を要する防火設備”に該当する設備が1箇所でもある施設については、建築士や防火設備検査員など、当該設備について専門的な知識を有する者に検査を行わせ、定期報告書を提出してください。

定期報告を要する防火設備

次の①から③の条件全てに該当するものが対象となります。

①政令で指定する用途・規模に該当する建築物であるもの

条例等ではなく国が政令で規定する、不特定多数の者が利用する施設や高齢者、障がい者等のための就寝用福祉施設で用途ごとに定められた規模以上の建築物。

具体的には、同封の通知文「特定建築物等の定期報告について（お知らせ）」の防火設備のチェックが ■ となっている建築物が該当します。

※今まで条例で指定する用途・規模に該当する建築物のみが定期報告の対象でしたが、改正建築基準法の施行により、政令（建築基準法・同法施行令・省令）で指定する建築物が追加されました。この政令で指定する用途・規模要件に該当する建築物が対象となります。

②防火区画を形成する壁に設けられる防火設備であるもの

遮炎性能を有する扉やシャッター等を防火設備と言いますが、それらのうち建築物内部の防火区画（防火上の目的から内部を区画する耐火（準耐火）構造の壁・床）を構成する壁に設けられるもの。具体的には、裏面の参考図1に示す位置に設けられる防火設備が該当します。

<防火区画の種類>

面積区画・・・一定の床面積ごとに区画するもの（面積は構造や階数で異なります）

たて穴区画・・・吹抜や階段、エレベータ等の昇降路等の部分と他の部分を区画するもの

異種用途区画・・・特殊建築物の用途の部分とその他の部分を区画するもの

③随時閉鎖式防火設備であるもの

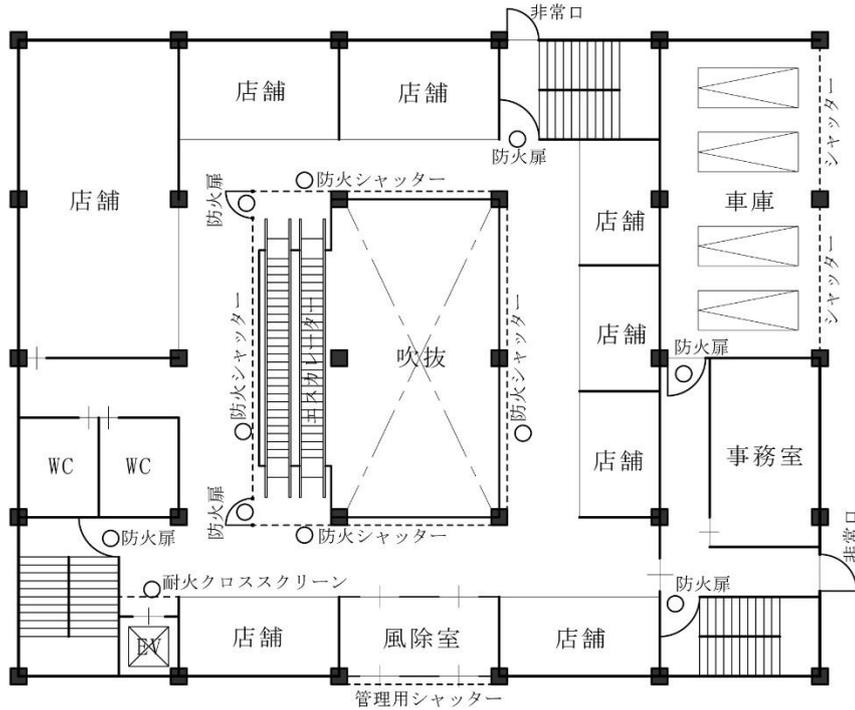
通常時は開放された状態にあり、火災の際に熱や煙を感知して閉鎖する機構の防火設備。

具体的には、裏面の参考図2に示すものが該当します。

※出入口の扉と兼用するものなど、常時閉鎖状態にある防火扉は対象とはなりません

※店舗等の管理のためのシャッターは対象とはなりません

(参考図 1) 防火区画を構成する防火設備の設置例

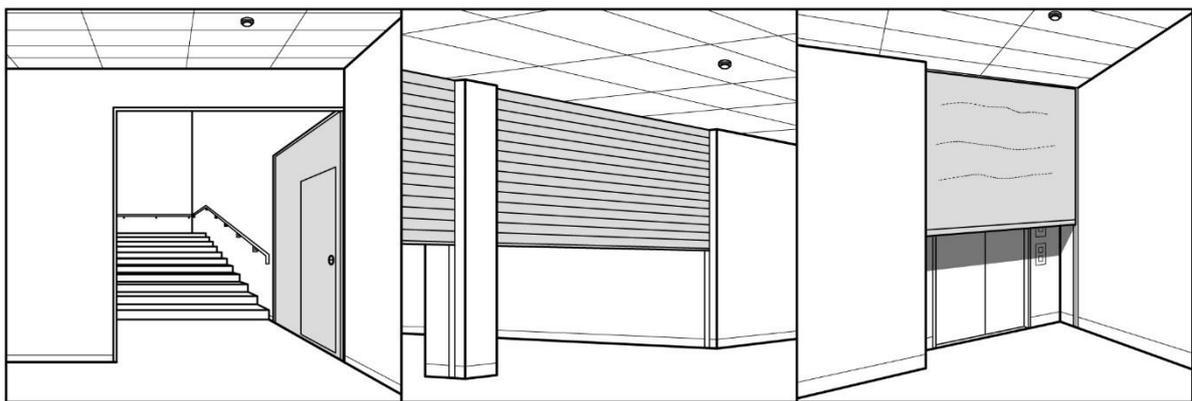


「○」印がついたものが防火区画を構成する防火設備に該当し、このうち常時開放状態にあるもの（随時閉鎖式のもの）が、防火設備定期報告の対象となります。

※外部に面する開口部は、鋼製の扉やシャッターであっても防火設備定期報告の対象とはなりません。

※各店舗の管理のために設けられるシャッターについても対象とはなりません。

(参考図 2) 随時閉鎖式防火設備の例



防火扉

防火シャッター

耐火クロススクリーン

上図のものほか、ドレンチャーその他の水幕を形成するタイプの防火設備も該当します。

※スプリンクラー設備は消防法に基づく消防設備であり、防火設備には該当しません。